

北海道科学大学短期大学部奨学基金奨学生の選考基準内規

(目的)

第1条 この内規は、北海道科学大学短期大学部奨学基金運用規程第10条に基づき、奨学生の選考を公平かつ円滑に行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

(応募資格)

第2条 学科学生で次の要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 日本学生支援機構奨学金の奨学生として採用されている者若しくは申請中の者。
- (2) 自宅外から通学している者。

(選考方法)

第3条 奨学生の選考は、日本学生支援機構が定める第二種奨学金家計基準を適用し、収入基準額から認定所得金額を引いた金額が高い者を上位として選考する。

(その他)

第4条 学校法人北海道科学大学奨学金は、北海道科学大学短期大学部成績優秀奨学金及び学生活動支援奨学金と併用できるものとする。ただし、スカラシップ生、授業料減免学生及び当該年度に留年した者を除く。

(内規の改廃)

第5条 この内規の改廃は、学生支援委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成30年4月1日から施行する。